

文教委員会報告資料【追加】

令和4年12月13日

報告事項件名	頁
1 【追加】「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の『新しい日常』の定着に向けて～」の改訂（令和4年12月6日）に伴う区の今後の方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

（ 教 育 委 員 会 ）

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和4年12月13日

件 名	【追加】「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の『新しい日常』の定着に向けて～」の改訂（令和4年12月6日）に伴う区の今後の方針について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 都立学校ガイドラインの主な改訂内容（令和4年12月6日付）</p> <p>（1）改訂前 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、<u>黙食を徹底</u>するよう指導する。</p> <p>（2）改訂後 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、<u>児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。</u></p> <p>2 区の今後の方針 「足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン」について、以下のとおり見直しを行い、<u>原則、都ガイドラインと同様の取り扱いとする</u>（12月9日、第115回新型コロナ対策本部会議決定）。</p> <p>（1）変更点</p> <p>① 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、<u>児童・生徒等の間で会話を行うことも可能とする。</u></p> <p>② 喫食時は飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない。</p> <p>③ 大声での会話を控える。</p> <p>④ 喫食後、会話を行う場合には必ずマスクを着用する。</p> <p>※ <u>ただし、学校の感染状況に応じて、以下の区基準に基づき黙食を一定期間実施することとする。</u></p> <p>（2）黙食の判断基準（区基準） 以下に当てはまる場合、原則5日間は前向き・黙食を徹底する。</p> <p>① 学級内で1人以上感染者がいる。</p> <p>② 学級内で1日あたり2人以上の発熱者が発生している。</p> <p>③ 学校内で5人以上の集団感染（クラスター）が発生している。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症に限らずインフルエンザ等の感染が拡大している場合も、学校長判断で黙食を実施すること。</p> <p>（3）対応変更日 令和4年12月12日（月）</p>
問 題 点 今後の方針	学校での運用に際し、FAQを作成し提示していく。